労働者協同組合物語　第11回

「産業および節約組合法」の成立と産業パートナーシップ

中川雄一郎（協同総研／明治大学）

産業および節約組合法の成立

中央協同組合代理店（CCA）をめぐるニールとラドローの思想的、運動的対立は、彼らのキリスト教社会主義運動の終焉を告げ知らせる予兆であった。ラドローは、「社会主義のキリスト教化」を体現する協同組合運動こそ社会変革の手段たり得るものになり、また労働者生産協同組合運動がその基礎を提供するのだと考え、協同組合運動のプライオリティを労働者生産協同組合に置き、消費者協同組合が運動のイニシアティヴを執ることに決して同意しなかった。協同組合運動にあっては「同胞愛の精神」が何よりも尊重されなければならなかった。ラドローにとって、CCAは、究極的には彼の主張する「社会主義のキリスト教化」に背く要因を孕んでいたのである。

それに対してニールは、労働者生産協同組合も消費者協同組合も同じ協同組合運動であり、相互に利点を有するものであって、いずれが欠けても協同組合運動は不完全なものになると考え、CCAを協同組合運動全体に大きな発展をもたらす協同組合組織だとみなした。彼は、協同組合運動全体の発展によって新しい経済的、社会的秩序が生みだされるかもしれない、との期待をもっていた分だけ、協同組合運動における「社会主義のキリスト教化」という彼らの使命を最優先させることは却って協同組合運動の領域を狭めてしまうことになるのでは、と危惧したのである。

このようなラドローとニールの対立は確かに1854年の「キリスト教社会主義運動の終焉」を予兆させたが、しかし、このような対立を含みながらも、彼らは共に協同組合運動全体の発展を願い、協同組合運動に従事しているすべての協同組合人を「同胞」であるとし、彼ら同胞のために協同組合運動の発展を阻害している法律的要因を取り除こうとしたこともまた事実であった。「産業および節約組合法」の実現がそれである。特に、法廷弁護士であったラドロー、ニールそれにトマス・ヒューズの3人は世界最初の「協同組合法」＝「産業および節約組合法」（the Industrial and Provident Societies Act）の成立に大きく与って力があったのである[1]。

「産業および節約組合法」は1852年に当時

国会議員であったジョン・スチュアート・ミルの協力を得て成立した。この協同組合法が成立する以前に設立された、合法的な協同組合の多くは一先駆者組合もそうであったが一「友愛組合法」(the Friendly Societies Act）に準拠して登録し、少しばかりの法律上の保護を受けていた。例えば、先駆者組合の場合は1834年に修正された友愛組合法に準拠して登録されている。

1834年の修正友愛組合法は、確かに、「合法的な目的のために設立される組合は財産受託人の名義で登録でき、法律的な認可を得る」ことができると規定し、商取引きを行なう「労働者の組織」を「申請適格」とした。しかし、他方ではそれは、「労働者の組織」である組合（=協同組合）が土地を購入すること、非組合員と取引きすること、また政府証券以外に組合の資金を投資することを禁じていた。このことは、「1834年の修正友愛組合法」に準拠して1844年10月に登録を済ませた先駆者組合がその「規約と目的」の第1条に掲げた有名な6項目のうち、「協同組合」として実際に合法的に行ない得るのは第1項の「食料品、衣料品などの販売のための店舗の開設」(=商取引き行為）のみである、ということになってしまう一つまり、禁酒ホテルの建設（第6項)、組合員住宅の建築（第2項)、失業・雇用対策としての労働者生産協同組合の設立（第3項)、同じく失業・雇用対策としての農用地の耕作（第4項）それに「ホーム・コロニー」としてのコミュニティの建設（第5項）はスローガン倒れになってしまうことになる。

1846年に修正された友愛組合法は協同組合運動に以前よりはずっと有利に働いた。ニールやラドローがこの「1846年修正友愛組合法」を参考にして「産業および節約組合法」を起草したことからも、この友愛組合法の重要さが分かろうというものである。第1は「節約投資条項」である。この条項は「組合員が食料品、衣料品その他の生活必需品ないしは組合員の営む商工業の道具、家具の購入、組合員の子弟縁者の教育の準備を用意するために、蓄えを慎ましやかに投資する」ことを認可しており、これによって協同組合は商取引きの活動範囲を拡大できること、また教育活動に関する規定を明文化することができるようになった。第2に、同法は、なるほど資力の乏しい労働者組織（=協同組合）が「節約投資条項」の適用を受けずにその規約を登記官に提示しても、「適格」の資格を与えはしなかったが、それでも登記に関するすべての権限を委任された常任登記官が設置されたことで同法の適用を受けようとする協同組合に法律上の保護が与えられる可能性をつくりだした。

とはいえ、1846年の修正友愛組合法にしても、協同組合運動の一層の発展を期するには依然として大きな「障害」を内包していた。この修正友愛組合法は、店舗経営を行なう消費者協同組合には「節約投資条項」に基づいた法的保護を保証するにしても、ニールやラドローたちが指導するような労働者生産協同組合あるいは消費者協同組合による生産活動に実質的な法的保護を与えてはいなかったのである。すなわち、同法は組合員以外の一般の購買者（顧客）と協同組合が取引きすることを禁じていたので、自己の組合員に生活必需品を供給・販売する店舗経営の消費者協同組合はこの「禁止条項」に順応できるにしても、より大きな市場一すなわち、組合員以外の一般の購買者（顧客）一を必要とする労働者生産協同組合や生産活動を行なう消費者協同組合にあっては、

一般の購買者（顧客）と取引きすることなしに組合員労働者のための生産活動も消費者としての組合員のための消費財生産活動も実質的に不可能になるのである。

そこで、いくつかの協同組合は、友愛組合法ではなく、1844年に成立した「株式会社法」（the Joint-stock Companies Act）に準拠して登録した。しかしながら、協同組合にとってこの株式会社法にも重大な障害があった。この株式会社法に従って組合員数を25名以下に制限すると、組合員が共同出資者（パートナー）となるので、各組合員のすべてが協同組合の信用担保能力をもつことになるので、そのことからしばしば不正行為が発生したからである。不正行為の発生は、特に労働者生産協同組合にとっては、十中八九直接的な崩壊を招来することになる。ニール、ラドロー、ヒューズなどキリスト教社会主義者たちが協同組合立法への取り組みを開始したのには、このような背景があったのである。

先に触れたように、ニールやラドローたちの基本戦略は、1846年の修正友愛組合法の適用範囲を拡大して、同法を労働者生産協同組合と消費者協同組合の生産活動に適用させることに置かれていた。そしてその戦略は功を奏し、J. S. ミルの議会内協力を得てスラニー委員会の下で1852年に「産業および節約組合法」を成立させる。この協同組合法は彼らの要求をかなりの程度満たしており、次のような権利を協同組合に与えたのである[2)]。

（1）協同組合の設立を登記することにより、消費者協同組合と労働者生産協同組合の双方を合法化する（法人格の取得）。
（2）協同組合の名義で不動産を取得することができる。
（3）役員の名をもって訴訟を起こす権利を有する。
（4）組合員の出資持分の譲渡を制限することができる。
（5）員外利用の承認。

これらの権利は、1846年の修正友愛組合法と比べれば、「員外利用の承認」に典型的に見られるように、労働者生産協同組合や消費者協同組合による生産活動だけでなく、協同組合運動全体にも大きな利点をもたらすことができる。しかし、ニールやラドローたちの戦略的意図からしても、また何よりも協同組合運動の一層の発展を目指すためにも、この協同組合法には修正を加えなければならない「難点」がいくつか残されていた。すなわち、第1の「難点」は「無限責任制」、第2は「連合活動に関わる規定の欠如」、第3は「組合債によって協同組合が受け入れることができる総額の制限」、そして第4のそれは「ある協同組合が他の協同組合に投資することができる総額を200ポンドに制限していること」である。彼らキリスト教社会主義たちは他の協同組合人と協力してこれらの「難点」を除去することに取り組み、およそ10年もの間にわたって大きな努力を払った。

その結果、第1、第2および第3の「難点」は1862年に撤廃あるいは修正され、また第4の「難点」は1867年に修正され、こうして主要な「難点」が排除されたのである。特に第2の「難点」であった「連合活動に関わる規定の欠如」の排除は、「ある協同組合が他の協同組合の出資を保有することを合法」と承認するものであることから、1863年のCWS（協同組合卸売連合会）設立の法律的根拠となったのである[3)]。

1863年に設立され、翌年から事業を開始したCWSは、消費者協同組合運動に飛躍的な経済的発展をもたらした。その結果、CWSは1870年代の初めには消費者協同組合運動におけるヘッドクォーターの役割を果たすようになり、1873年にはビスケット生産と靴生産に乗り出し、その後も経済的、運動的能力を高めていった。それに対して、1854年のキリスト教社会主義運動崩壊後の労働者生産協同組合運動は1860年代においても大きな前進を見せることがなかったが、それでも、後述する「産業パートナーシップ」の指導者であるエドワード・オウエン・グリーニング（グリーニング自身はキリスト教社会主義者ではない）とニール、ラドローそれにヒューズなどかつてのキリスト教社会主義者たちとの協力で製靴や衣料品生産などの領域で一定の発展を見せてはいる[4]。とはいえ、CWSを中心とする消費者協同組合陣営と労働者生産協同組合陣営との間のこのような発展の相違は、それまで後者が協同組合運動内部でその主張を堅持することができた「労働に応じた利潤分配」方式に代わって前者の利潤分配方式である「購買（利用）高配当」を協同組合の原則とすべきだとの要求を一層強力にさせ、利潤分配方式をめぐる両陣営の対立を深刻化さていくのである。

このような対立を伴いながらも、1870年代から80年代にかけて協同組合運動は全体して大きく前進していく。例えば、1869年に第1回イギリス協同組合大会の開催（現在も毎年開催されている大会）[5]、1871年に協同組合運動の機関紙『協同組合ニュース』の発刊、それに1873年の協同組合運動の指導機関である協同組合連合会（CU）の設立がなされている。こうして、これら一連の協同組合運動における全国的統一組織の形成によって、イギリス協同組合運動はその偉容をはっきりと労働者階級をはじめとする多くの人びとに示すことができたのである。後は協同組合銀行の設立を急ぐことであった。

1876年の修正「産業および節約組合法」の意義

1870年代に見られたこのような運動の発展を支えた大きな要因の1つが1862年と67年に修正された「産業および節約組合法」（以下、組合法と略記）であったように、1880年代における運動の発展を支えた大きな要因の1つは1876年の「修正組合法」であった。この修正組合法こそ「従来の法案をすべて合体した一大統合法律」であり、イギリスの協同組合立法はこの組合法をもって実質的に完成した[6]、と言われるものである。

先に述べたように、1862年の修正組合法は協同組合に「有限責任」の権利を付与し、組合債の制限を撤廃し、さらに個人の出資総額の上限を100ポンドから200ポンドに引き上げて、協同組合経営の財務上の制限を緩和した。また1867年の修正組合法は協同組合の投資総額の制限（200ポンド）を撤廃したので、単位協同組合がCWSやその他の連合組織に出資する総額を増やすことができるようになった。これらの制限撤廃や緩和に加えて、1871年にさらに組合法が修正されたので、登記された協同組合の不動産保有権がより明確にされるとともに、動産および不動産を担保にして組合員に対して「貸付け」ができるようになった。CWSは、これら一連の組合法の修正に基づいて、

1872年に「貸付預金」の名称で銀行部門を開設し、また1976年の組合法の修正によって銀行業務に関する制限が撤廃されると同時に小口預金の取り扱いに関する規定も明文化されたので、株式会社法に基づく銀行業務と同じ条件で金融事業を経営することができるようなった。現在われわれが「イギリス協同組合銀行」と呼んでいる「CWS銀行部門」がこうして誕生したのである。CWS銀行は、かくして、会員協同組合や組合員個人だけでなく、労働組合やその他の労働組織のなかに顧客をもつようになる。地域協同組合による「貯蓄銀行部門」や小口銀行のいわゆる「ペニー銀行」の設立認可もこの76年修正組合法に基づくものであった[7]。

ニール、ラドロー、ヒューズたちキリスト教社会主義者の努力とミルの援助によって1852年に成立を見た「産業および節約組合法」は、数度に及ぶ修正を経て、遂に1976年の修正による銀行業務の認可を獲得することでほぼ完成し、ここにおいて協同組合は友愛組合法のいかなる規定からも独立した法的地位を保証されることになったのである。しかしながら、皮肉なことに、彼らキリスト教社会主義者たちの努力によって成立した「産業および節約組合法」が数度の修正を経て事業経営上の確固とした保証をCWSに与えていくのに応じてCWSはその経済的能力を成長させていき、イギリス協同組合運動のヘッドクォーターとしての地位を不動のものとしてニールやラドローたちが指導する労働者生産協同組合運動の路線と対立する「要塞」となるのである。後にニールは、「産業および節約組合法」の展開を振り返って、次のように述懐している。実に味わい深い文章である。

「産業および節約組合法」の政治史には興味をそそられる。1852年の最初の法律は、フランス人が「中道左派」一自由党穏健派一と称した党派に属していたスラニー氏によって下院に提出された。62年の法律については、長い間にわたり友愛組合に関心を払ってきた保守党員のS. エスコート氏に多くを負っている。上院では、エスコート氏の友人で、自由党所属のポートマン卿がそれを採り上げてくれた。67年と71年の法律は、われわれ自身の頼りになる友人たち、すなわち、T. ヒューズ氏とW. モリソン氏が下院で、上院ではリボン卿が一彼らは自由党員である一支持した。現在の法律（1876年の修正組合法）が、保守党が多数を占める議会で、保守党政府の下で可決されたこと、また現在の法律に関わってきた議員のうちS. ヒル氏、ロッドウェル氏それにヘニッカー卿が保守党に所属していること一ただし、この法律の通称に自分の名前を貸してくれたC. テンプル氏および銀行業務に関する条項の定義に尽力してくれたバード氏は野党に所属していた一は保守党員としての私の満足するところである。このことを協同組合人は忘れないであろう、と私は思う。これらの事実は、民衆の福祉に関係する法案は党派的政策や感情の嵐によって影響を受けない領域になりつつある、という心強い徴候であるように私には思われるのである。[8]

E. O. グリーニングと産業パートナーシップ

エドワード・オウエン・グリーニングは、「産業パートナーシップ」（Industrial Partnership, 後にコ・パートナーシップと変更する）の原則に基づいて経営管理する、家屋建築用品を製造する企業（Greening＆Co. Ltd.）を設立した1865年前後にジェームズ・ホールやロイド・ジョーンズなど何人かのオウエン主義者と知り合い、また「農業・園芸協同組合」（The Agricultural and Horticultural Association）を創設した1867年には著名なオウエン主義者のホリヨークと知り合いになる。さらに協同組合運動の内部に留まって労働者生産協同組合運動を指導していたニールやラドローそれにヒューズたちとグリーニングは1865年頃に面識をもつようになる。グリーニングはこれらの人物から思想的影響を受けるのであるが、特にニールからは大きな影響を受けた。グリーニングの「産業パートナーシップ」とは、簡単言えば、「労働者への利潤分配」（=「労働配当」）を原則とする企業の経営管理の方法である。彼の産業パートナーシップの第1の基礎は「オウエン派社会主義の労働価値」にあったが、同時に彼はニールを通じて彼の産業パートナーシップに「労働に対する利潤分配」に基づいた「労働の解放」というキリスト教社会主義思想を引き入れたのである。

グリーニングは、1867年にマンチェスターで「産業パートナーシップ協議会」を開催して、「マンチェスター地区で協同組合を成功させてきた実践家とオウエンの学派並びにモーリスの学派のかつての主導者」を一堂に会させることをやってのけたのである。ニールの研究者であるバックストロームは、「この協議会の意図を過小評価してはならない。すべての会議が集団的に運営実行されたことから、この協議会は1869年の第1回協同組合大会に導いた最初の、そしてもっとも重要な連続した会合を構成した」からである[9]、と強調している。グリーニング自身もこの協議会の開催について後に次のように語っている。

> 1868年とその翌年、私は、労働の産業的解放を目指すこれらの2学派の労働勢力が新たなそして緊密な同盟関係を結ぶための仲介の労を執った。私は、コ・パートナーシップ原則の明確な承認をその決議で具体化した協同組合人の第1回大会への道を拓いたのである。こうして、このコ・パートナーシップ原則は、一時期、イギリス協同組合運動の公認の路線になったのである。[10]

グリーニングがそう述懐したように、産業コパートナーシップ（コ・パートナーシップ）は、第1回協同組合大会で協同組合の経営管理原則として承認され、「一時期、イギリス協同組合運動の公認の路線になった」のであるが、しかし、実際にはCWSとの路線対立が潜在していたのである。

第1回協同組合大会はロンドンのTheatre of the Society of Artsで5月31日ー6月3日にわたって開催され、ロッチデール公正先駆者組合をはじめCWS（スコットランドCWSを含む）など58名の協同組合代表と産業パートナーシップ原則を採用している企業代表63名が参加した。この歴史的な第1回大会ではイギリスにおける協同組合運動の到達点と成果、それに包括的な問題点が示された。ここではその問題点の一部を紹介しておこう。

協同組合は到る所に拡がっているが、しかし、その主要な原理原則は未だ厳密に定義されていないし、その高邁な諸目的も理解されていない。さまざまな分配協同組合あるいは生産協同組合における事業方法は今でもなお調和がとれていない。個々の事例を見ると、成功が確実だというところほど実はその成功は疑わしく、他方、失敗や損失が生じると、このような実験を始めた人たちに直ちに害を及ぼし、他の人たちを落胆させるのである。協同組合運動の成功はもはや疑う余地はないとはいえ、除去されるべき障害、対抗すべき危険はなお存在しているし、高邁な目的はなお追求されなければならない。これらことが、協同組合の原理原則を研究している人たちと協同組合の仕事に従事している人たちとの間の協議を必要ならしめるのである。11〉

見られるように、ここで強調されている問題点は、協同組合（経営・運営）の原理原則が未確立であり、したがって、協同組合運動の高邁な目的が明確に追求されていないこと、そのためにまた協同組合の前に立ちはだかる、除去されるべき障害や危険が存在している、とのことである。そしてこの点から産業パートナーシップ原則を採用することの必要性が論じられるのである。

この大会は5つの「主題」提示している―その内容をかい摘んで示すと、①協同組合の製品のための協同組合市場と一般市場を確保すること、②保証引受制度、銀行および労働交換所の開設、③協同組合を農業・園芸に適用すること、④工業と農業・園芸との結合、⑤自立可能な教育制度の確立、⑥国内的、国際的な協同組合の統一組織の形成、⑦協同組合運動を妨げる法律の改正、⑧協同組合の店舗および工場の失敗の原因を確認し、またそれらが成功するのに必要な基本条件の策定すること、であるが、その他に、次の2点が特に強調される。すなわち、⑩「産業パートナーシップにおいては、資本と労働の間ではどのような利潤分配が完全に調和した働きを、したがってまた、成功の最大の尺度を生みだすか。換言すれば、どのような利潤分配がもっとも公正であり、また現にもっとも実行可能であるか」（傍点はイタリック）、⑪「一般民衆の間に協同組合の知識を普及し、店舗経営や他の協同組合事業にとってもっとも定評のある計画を促進する最良の実践手段はないか」、である12〉。

このような内容を含んだ「主題」については次のような指摘ができるであろう。第1に、消費者協同組合と労働者生産協同組合双方の前進を謳ってはいるが、事実上、運動的には後者の優先性を主張し、事業的には前者を後者のための確実な「市場」と位置づけている、第2に、産業パートナーシップ原則を協同組合運動の基本原則の1つに加えている、第3に、協同組合の範囲を農業・園芸に拡げている、第4に、協同組合運動の国内的統一組織と国際的統一組織の創設を展望している、ということである。そしてわれわれはこれらの点にある特徴的な傾向を見ることができるのである。それは、1854年のキリスト教社会主義運動崩壊後もなお協同組合運動のなかに踏み止まって重要な役割を果たしてきたニール、ラドロー、ヒューズたちを通じて影響力を保持した「キリスト教社会主義思想」と1865年以降グリーニングによって試みられ、協同組合の新たな

原則として運動の舞台に登場した「産業パートナーシップ」（コ・パートナーシップ）の思想との結合、これである。両者の思想は、労働者生産協同組合や消費者協同組合の工場で生みだされた利潤の一部を「資本と労働の間で分配する」こと、すなわち、「労働に応じた利潤分配」を協同組合の基本原則とすべきである、という点で一致していた。

歴史的な第1回協同組合大会は、総じて言えば、労働者生産協同組合の優先性を印象づけるものであった。実際のところ、大会最終日に開催された集会でヒューズが読み上げ、満場一致で採択された決議の1つは、産業パートナーシップ原則を協同組合に限らず、株式会社法に準拠して登録された企業にも勧めた点で、この大会の内容の構成要素を典型的に示すものであった。こうして、第1回協同組合大会は産業パートナーシップ原則を「イギリス協同組合運動の公認の路線」とすることを決めたのであるが、同時にそれは、消費者協同組合陣営と労働者生産協同組合陣営との間にくすぶってはいたが未だこの時には潜在的であった「利潤分配」のあり方をめぐる論争を背景に、イギリス協同組合運動上の路線対立に繋がっていく道を準備するものでもあった。それでもこの時には、それはイギリス協同組合運動の新しい時代の鼓動を伝えるかのような響きを確かにもっていたのである。

1〉 成立したこの「産業および節約組合法」は、ニールがラドローとヒューズの協力を得て書き上げた法案であった。

2〉 大塚喜一郎『協同組合法の研究[増補版]』有斐閣、1980年、pp.104-105.

3〉G. D. H. Cole, *A Century of Co-operation*, CU, 1944, pp.185-186.

4〉 コールは、1862年から80年にかけて「産業および節約組合法」に準拠して登記された労働者生産協同組合の数は163を下回らない記録がある、と述べている（*Ibid.*, p.158）。

5〉 筆者は、「近代協同組合運動の黎明」と称される1830年代前半に開かれたオウエン主義協同組合運動の大会「協同組合コングレス」と区別するために、この協同組合大会を「イギリス協同組合大会」と呼ぶことにしている。

6〉G. D. H. Cole, *op.cit.*, p.124.

7〉 *Ibid.*, p.124.

8〉*The Industrial and Provident Societies Act, 1876.*, Published by Direction of The Central Co-operative Board. With an Introduction by E. V. Neale (Manchester, 1876), pp.20-21.

9〉P. N. Backstrom, *Christian Socialism and Co-operation in Victorian England: Edward Vansittart Neale and the Co-operative Movement*, 1974, p.82.

10〉E. O. Greening, *A Pioneer Co-partnership: Being the History of the Leicester Co-operative Boot and Shoes Manufacturing Society Ltd*, London, 1923, p.9.

11〉*Proceeding of the Co-operative Congress held in London, at the Theatre of the Society of Arts, May 31st, and June 1st, 2nd and 3rd, 1869*, Edited by J. M. Ludlow, London, P.6.

12〉 *Ibid.*, p.6.